

納税証明書の 交付申請のときは

市では、各種申請などに必要な納税証明書を発行しています。ただし、納税してから納入の確認がとれるまでに10日程度かかる場合がありますので、税金を納入後、早急に納税証明書が必要な場合は、納税が確認できる書類（領収書または口座振替の場合は預貯金通帳）を持参してください。また、申請のときは、運転免許証など本人確認ができる身分証明書（代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書）を持参してください。

確定申告をされる人へ

個人住民税の納付方法が特別徴収になっている人で、給与・公的年金以外の所得がある場合は、それにかかる個人住民税の徴収方法について、給与から差し引くか別に納付する（併用徴収）かを選択することができます。

図本庁・課税課

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名	納税	生年月日	別居の場合の住所
給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において5歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	給与から差し引き		
	自分で納付		
配当に関する住民税の特例			
非居住者の特例			
配当割額控除額			
都道府県・市区町村分	市	都道府県	
税額控除	住所地の共同基金金	指定分	市区町村
	目次表部分		
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名	住所	

確定申告書の第二表「住民税に関する事項」(左表参照)に、給与からの差し引きを希望する人は「給与から差し引き」、給与とは別に納付を希望する人は「自分で納付」にチェックをお願いします。なお、どちらにもチェックがない場合は、給与からの差し引きになります。

市民課からのお知らせ

1月15日号「市政だより天草」お知らせ版3ページの「電子証明書の更新手続き」については、本庁・市民課と牛深支所・市民生活課での手続きとなりますのでお知らせします。

図本庁・課税課

「天草オリーブ」ロゴマークデザイン募集!

市オリーブ振興協議会では、天草産オリーブ商品のPRや販売促進を目的として、ロゴマークデザインを募集します。

■対象=どなたでも。

※未成年者は、保護者の同意が必要です。

■募集内容

- ①マークと文字で構成されたロゴマークデザイン。デザインイメージ…天草の自然、オリーブ。
- ②「天草」と「オリーブ」の文字を必ず入れること（漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字どちらでも可）。
- ③サイズ…A4以内に縦・横15cm以内（下地は白地）。
- ④2cm四方に縮小して認識できるもの。
- ⑤色調・色数は自由。ただし、単色での利用も考慮すること。
- ⑥デザインの中に応募者の名前を入れないこと。
- ⑦作品は、データの場合はGIF形式、PDF形式、JPEG形式とし1MB以内とする。

■審査発表=市オリーブ振興協議会で選考を行い、最優秀作品賞などを決定します。最優秀作品賞と優秀作品賞（作者名を含む）は3月

中に、本人に通知するとともに同協議会のホームページなどで発表します。

■賞金=●最優秀作品賞(1点・賞金10万円)
●優秀作品賞(2点・3万円)。

※未成年者が入賞となった場合には、賞金を受け取るにあたり、保護者の同意書が必要となります。

■応募方法=市オリーブ振興協議会（本庁〔別館〕・産業政策課内）に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、3月10日⑤（必着）までに同協議会へ持参いただくか、郵送または電子メールでご応募ください。なお、応募用紙は同協議会のホームページからも取得できます。

※送付方法などの詳細は、同協議会のホームページをご覧ください。

[持参・郵送]

〒863-0048市内中村町10-8-2 天草市オリーブ振興協議会（天草市役所・産業政策課内）

[電話] ②31111 [FAX] ④2524

[電子メール] ama-olive@city.amakusa.lg.jp

[ホームページアドレス]

http://hp.amakusa-web.jp/a0771

図市オリーブ振興協議会（本庁〔別館〕・産業政策課内）

安心して暮らし続けるために

新和の地域力 ~ここに生きる人のつながり~

とき 2月8日⑤ 午後1時30分から同3時30分まで

ところ 新和町民センター

入場
無料

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、多様な生活支援サービスなどが適切に提供できるよう、地域全体で高齢者や障がい者を支える体制（地域包括ケアシステム）が求められています。

そこで、皆さんといっしょに考える機会として、講演会を開催します。皆さん、ぜひお気軽にご参加ください。

◆内容

【第1部】「新和を知ろう!」(13:30~14:30)

●『「地域包括ケアシステム」ってなあに』（市健康福祉政策課による説明）

【第2部】「新しい和をつくろう!」(14:30~15:30)

●「地域のみんなが家族」〔講師〕山内要氏（芸名：慶徳二郎）…熊本で活躍中のタレント。

図本庁・健康福祉政策課

市税・保険料の納付は、口座振替が便利です!

市税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付には、便利で安心な口座振替をお勧めします。口座振替は、定められた日に自動的に預貯金口座から振り替えて納付できますので、支払いに行く手間も省け、納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご利用ください。

なお、残高不足などの理由で口座振替ができなかったときは、納期限後に口座へ入金しても再度の引き落としはできませんので、後日送付する納付書により、取扱金融機関などの窓口で納付してください。

※振替日は、各納期月の末日です。ただし、12月は28日です。振替日が休日の場合は、その翌営業日に振り替えます。

※過年度分をさかのぼって課税された場合は、口座振替ができません。

※口座振替の場合は、年度末に一括して領収済通知書を発送しています。毎期別に領収済通知書が必要な人は、本庁・納税課までご連絡ください。ただし、軽自動車税の領収済通知書兼車検用納税証明書は、6月の発送になります。

また、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したときは、新たに取扱金融機関で口座振替の申し込み手続きが必要です。今まで国民健康保険税を口座振替により納付していても、申し込みをしなければ、後期高齢者医療保険料の納付が口座振替に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

■手続き方法=預貯金通帳、通帳届出印、納税(入)通知書を持参し、取扱金融機関(下参照)に備え付けの「口座振替依頼書」に必要な事項を記入のうえ、同所へ提出してください。

なお、金融機関と市役所の登録が済みしだい、「口座振替開始通知書」を送付しますので、具体的な口座振替の開始時期はこの通知書でご確認ください。

《取扱金融機関》

肥後銀行、熊本銀行、九州労働金庫、熊本県信用組合、天草信用金庫、本渡五和農協、あまくさ農協、天草漁協、ゆうちょ銀行の各本・支店(所)。

図本庁・納税課